

次世代育成支援対策推進法 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間：2024年4月1日～2026年3月31日（2年間）
（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

2. 目標と取組内容

目標 1：計画期間内に、育児休業取得率を次の水準以上にする。

- 女性職員・・・取得率90%を維持する
- 男性職員・・・取得率35%以上にする

<対策>

- 令和6年度～ 男性職員も育児休業等を取得できることを書面にて周知、意識付けする（衛生委員会の活用）
- 令和6年度～ 新入職員を対象とした研修を実施して労働条件及び育児休業取得促進を継続し周知する（2ヶ月毎に対象者に実施）

目標 2：事業所内保育施設の利用を促進維持のため以下の対策を行う。

<施設状況>

- 環境に恵まれた事業所内保育園を敷地内に開設（2017年3月～）
- 病児保育の預かり開始（2017年5月～）
- 学童の受入れ開始（2021年4月～）

<対策>

- 令和7年度～ 妊娠中や産休・育休、看護休業等復帰後の女性職員の離職を防ぐための相談の窓口利用案内を書面で行い更なる促進を行う
- 令和7年度～ 育休復帰後の認可保育園に受入れがされるまでの0歳・1歳児の受入れに関する告知を書面で行い継続的に促進する
- 令和7年度～ シングルマザーの支援継続を図るため小学1年～3年生までの夜間保育(学童)の案内を書面で行い周知する

2024年4月1日施行